

みやぎ観光デジタルプロモーション事業 旅行予約サイトなどを活用した観光プロモーション業務 企画提案募集要領

宮城県では、みやぎ観光デジタルプロモーション事業旅行予約サイトなどを活用した観光プロモーション業務（以下「本業務」という。）について、業務受注者を次のとおり公募します。

1 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症による非接触志向の高まりを受け、デジタル化が急速に進行している。観光庁で調査している「旅行・観光消費動向調査」の利用旅行会社／旅行予約サイト（第9表）における、オンライン専門旅行会社や日本法人旅行会社以外の旅行予約サイト（海外法人を含む）（以下、「旅行予約サイトなど」という。）の利用率を見ても、多数の旅行者に旅行予約サイトなどが活用されている状況を確認できる。

本業務では、旅行予約サイトなどを活用した、当県への誘客およびデジタルマーケティングの実践を行うもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

3 委託業務の内容

（1）本業務におけるメインターゲットの設定

東北、首都圏、仙台空港就航先のファミリー層をメインターゲットとし、以下に記載する業務を実施するにあたって考慮すること。

（2）宿泊プラン造成

- イ 宮城県内の宿泊施設を活用した、宿泊プランを造成すること。
- ロ 目標造成プラン数については、50プラン以上とすること。
- ハ 持続可能な開発目標（SDGs）を意識し、可能な限り、地域の観光事業者や交通事業者などにも恩恵が受けられるようにすること。

※参考 SDGs 目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

【出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組 外務省国際協力局 編集・発行】

（3）情報発信等

- イ 上記（2）記載の宿泊プランに関する予約・販売促進等、宮城県への誘客が図られるような情報発信を行うこと。
- ロ 情報発信にあたっては、データ等に基づく政策立案（EBPM）を実施し、消費者の行動プロセスを踏まえたメディアプランニングを設計すること。
- ハ ターゲットを意識した情報発信内容とすることはもとより、「食」をフックにした観光誘客など、「コト消費」を意識した内容とすること。
- ニ 予約・販売促進にあたり、インフルエンサーの活用やクーポンの発行を可とするとともに、

効果最大化およびコスト最適化を図るため、本業務以外で実施予定の事業があれば、合わせて実施することとして差し支えないが、本業務に要する費用（人件費、旅費等）については、委託金額の範囲内で、全て受注者が負担すること。

ホ ランディングページの設置の有無については、契約締結後、受注者と発注者が協議のうえ、決定する。

ヘ 本業務の実施にあたっては、発注者の承認を得たうえで、実践すること。情報発信内容を変更する際も同様とする。

(4) 旅アト施策の実施

リピーターの増加や新規旅行者の獲得のため、旅行者に対し、宮城県の特産品PRやSNS投稿への誘導などを実施すること。

(5) 調査分析・効果測定

イ 上記(3)の実施による、プロモーション接触者と来訪者を繋いだ「来訪計測」（来訪率、来訪単価、経済効果や費用対効果などの「見える化」）を実施すること。

ロ 「来訪計測」の詳細については、契約締結後、受注者と発注者が協議のうえ、決定する。

ハ 宿泊プラン利用者のデータを分析し、旅行者層の属性を見出すとともに、実績データをもとに、次年度以降、旅行者のニーズやターゲットに応じた戦略的プロモーションが展開できるよう、データ分析やプロモーション案などをとりまとめ、発注者に報告すること。

なお、データ分析やプロモーション案などのとりまとめにあたっては、本業務の実施結果のみならず、受注者が保有しているデータやノウハウも含めて差し支えない。

(6) その他

イ 本業務に要する費用（人件費、旅費等）については、全て受注者が負担すること。

ロ 上記(1)から(5)の実施にあたり、随時、発注者との協議の機会を設けること。

ハ 原稿作成やデザイン制作等は受注者が行うとともに、第三者に対して許諾を得たり、原稿確認を依頼したりする場合は、受注者で一切の手続きを行うこと。

ニ 受注者が著作権を有する既存の制作物を活用するなど、可能な範囲でコスト最適化に努めること。

4 事業費（委託上限額）

本業務の契約限度額は8, 816, 280円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 応募資格

(1) 本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

イ 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。

ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とする

が、その場合は全事業者が上記（１）を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

6 スケジュール（予定を含む）

令和5年6月23日（金）	企画提案募集開始
令和5年6月27日（火）正午	本業務に関する質問受付期限
令和5年6月30日（金）	本業務に関する質問への回答期限
令和5年7月21日（金）正午	企画提案参加申込及び企画提案書提出期限
令和5年7月下旬（予定）	企画提案書の選考（書類審査）
令和5年8月上旬（予定）	企画提案書審査結果の通知

7 本業務に関する質問の受付

（１）受付期限

令和5年6月27日（火）正午まで（必着）

（２）提出方法

別紙様式第1号により、18の「応募、問い合わせ窓口」に電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（３）回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月30日（金）までに宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案への参加申込

（１）提出書類

- イ 企画提案参加申込書（別紙様式第2号） 1部
- ロ 宣誓書（別紙様式第3号） 1部
- ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

（イ）官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

（ロ）過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

（２）提出期限

令和5年7月21日（金）正午まで（必着）

（３）提出方法

持参又は郵送とする。

（４）提出先

18の「応募、問い合わせ窓口」

9 企画提案書の提出

（１）提出書類

企画提案書（任意様式。A4版ヨコ片面印刷。目次と表紙を除き20ページ以内） 10部

なお、上記10部のうち、公平性の確保及び公正な選考の観点から、7部については、事業者名を無記載とする等、参加申込事業者が判別できないようにすること。

(2) 企画提案書の構成

- イ 宿泊プラン造成
- ロ 情報発信等の手法及びその内容
- ハ 旅アト施策の実施
- ニ 調査分析・効果測定
- ホ 独自性
- ヘ 実施体制
- ト 過去の類似実績内容
- チ 参考見積

(3) 提出期限 令和5年7月21日(金) 正午まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 18の「応募、問い合わせ窓口」

10 提出された資料の取扱等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。
- (6) 提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

11 受託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選考(書面による選考)

企画提案書により審査し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その同数となった提案者の中で次点の評価点を付けた委員数が最も多い提案者を選定し、なお同点の提案者がいる場合はその提案者の中で第3位の点数を付けた委員が最も多い提案者を選定する。それでもなお同点の提案者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

ただし、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

(2) 選定結果の通知

審査結果は、審査終了後に個別に通知する。

(3) 委託契約

委託者は、選定した受託予定者と、指名委員会の審議を経たうえで、別途県が作成する業務委

託仕様書に基づき、予定価格の範囲内で見積もり合わせにより頭書の業務を委託する。

なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

12 評価基準・配点

(1) 宿泊プラン造成 (配点10点)

目標造成プラン数が50以上となっているとともに、可能な限り、地域の観光事業者や交通事業者などにも恩恵が受けられるような配慮がなされているか。

(2) 情報発信等の手法及びその内容 (配点35点)

データ等に基づく政策立案を踏まえたうえでのプロモーション施策となっているか。また、手法および内容が、「コト消費」を意識した内容となっているなど、宮城県への誘客が図られる内容となっているか。

(3) 旅アト施策の実施 (配点10点)

好循環が生まれるような、魅力的な旅アト施策となっているか。

(4) 調査分析・効果分析 (配点25点)

「来訪計測」などにより、次年度以降の戦略的プロモーションにつながるデータ分析やプロモーション案を提示できる内容となっているか。

(5) 独自性 (配点5点)

提案の内容は独自性があり、効果的な手法となっているか。

(6) 実施体制 (配点5点)

実施体制が整っており、本事業の効果分析や各制作物等の納期が確実と見込めるか。

(7) 過去の類似業務の実績 (配点5点)

過去の類似業務は実績が高いと認められるか。

(8) 当事業に係る経費 (配点5点)

業務に係る費用は効率的となっているか。また、コスト最適化が図られた内容となっているか。

13 失格事由等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

ニ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

ホ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願(別紙様式第4号)を提出すること。

ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ハ 企画提案書の再提出は認めない。

14 業務成果の取扱い

- (1) 本業務による成果品の著作権の帰属先については、発注者と協議のうえ決定する。
- (2) 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (3) 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

15 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約完了後も同様の扱いとする。

16 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

17 その他必要な事項

本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者との協議のうえ決定する。また、契約締結後にあっても県の指示により内容変更を求めることがあるため、その場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。

18 応募、問い合わせ窓口

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。
なお、審査の経過や結果、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については回答できない。

記

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階
宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室
電話番号 022-211-2895（ダイヤルイン）
ファクシミリ番号 022-211-2829
E-mail kanpro1@pref.miyagi.lg.jp
担当 誘客推進第一班 布田